

岩手県告示第562号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨岩手町長から次のとおり通知があった。

令和2年9月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 岩手郡岩手町水堀地区及び川口地区ほか
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年6月18日から令和3年3月25日まで
- 3 実施する公共測量の種類 修正数値図化レベル2500